

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3 年債）

銘 柄	第 38 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 23,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 23,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 26 年 6 月 4 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年 0.152 パーセント	払込期日	平成 26 年 6 月 18 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 29 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 26 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成 26 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 29 年 6 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成26年6月4日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成26年6月4日付第38回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③ 決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 9,200 6,900 6,900	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は総額3,875万円とする。
	計		百万円 23,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第39回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金10,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成26年6月4日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年0.674パーセント	払込期日	平成26年6月18日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成36年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成26年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成36年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成26年6月4日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成26年6月4日付第39回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
(2) 機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
(3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
(4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
(1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③ 決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
33,000百万円	80.3百万円	32,919.7百万円

(注) 上記金額は、第38回独立行政法人福祉医療機構債券及び第39回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額32,919.7百万円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額9,965.5百万円）並びに第12号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額22,954.2百万円）の貸付原資に平成26年6月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 24 年度決算」(平成 25 年 11 月 29 日現在) (以下「本説明書発行者情報の部」という。)

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日(平成 25 年 11 月 29 日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成 26 年 6 月 4 日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日(平成 26 年 6 月 4 日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

行政改革推進会議における審議等を踏まえ、平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

以下に本基本方針の「(別紙)各法人等について講ずべき措置」より機構に関する部分を抜粋して掲載しております。

各法人等について講ずべき措置(抜粋)

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年 1 回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。

なお、当該閣議決定の全文については、行政改革推進会議のホームページで公表されております。

・行政改革推進会議 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/>

(3) 年度計画の策定

機構は、通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成 26 年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成 20 年 10 月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成 26 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成 26 年 3 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部統制の充実・強化を図るため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び顧客対応態勢等の充実を図った新たなガバナンス態勢を構築するとともに、リスクごとに適切な管理を行い、その抑制に努め、ガバナンスの更なる高度化を推進する。
また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。
- (2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、新しいガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、モニタリングを実施し改善措置等を講じる。
また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。
さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組みを奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第 3 期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減を努める。

- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
- ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- (3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。
(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。
総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。
機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成26事業年度
貸付契約額	288,000,000千円
資金交付額	275,200,000千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウや データ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。
 - ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析の結果に基づき、必要な方策を検討する。
 - ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成26事業年度
貸付契約額	153,600,000千円
資金交付額	157,500,000千円

- (1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。
また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に向向くなど、融資相談の充実を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウや データ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。
また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 貸付債権の適正な管理
- ① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
 - ② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元金金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。
- (2) 債権悪化の未然防止の取組
- ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。
 - ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。
- (3) 経営が悪化した貸付先等への対応
- ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
 - ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。
- (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。
また、新たに社会福祉法人の高度化に向けて、社会福祉法人等のガバナンス態勢構築に資するためのセミナーを開催する。
さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。
- (3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別等に係る経営指標や新たな診断手法を試行する。
また、国における社会福祉法人の在り方の検討を踏まえ、社会福祉法人の高度化に向けた診断手法等について検討する。
- (4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。
また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

- (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等とともに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。
なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。
- (3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (4) 平成26年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5) 審査・評価委員会において、平成26年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。
また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成27年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。
- (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。
加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。
- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 26 事業年度
4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数	785,620 人
退 職 手 当 金 支 給 者 数	73,884 人
退 職 手 当 金 支 給 額	95,325,187 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。
- (2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、制度内容及び事務処理について周知・指導する。
また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。

- (3) 平成26年度の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 委託業務のあり方を見直し、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 26 事業年度
新 規 加 入 者 数	345 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,032 人
保 険 対 象 加 入 者 数	71,495 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	53,775 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,051,000 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	12,981,028 千円

(1) 財政状況の検証

平成25年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。
- ・ 運用受託機関等
運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成25年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業)

WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。

(2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。

(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	平成26事業年度
貸付契約額	123,100,000千円
資金交付額	123,100,000千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	平成26事業年度
貸付契約額	2,800,000千円
資金交付額	2,800,000千円

(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。

(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。

さらに、事業廃止に向けた事業規模縮小について、国の計画に従い制度変更の実施に必要な処理を行う。

また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。

また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。

さらに、制度変更に向けて、ホームページ、リーフレットの他に制度変更用のポスター、チラシを作成して借入希望者他、関係機関等に対して周知を行う。

- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、関係者との対応を協議する。
また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。
- (5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。
早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。
また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。
なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。
- (6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。
また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
(2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成26年度以降に国庫納付する宿舎について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、売却手続きを進める。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。
- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
- ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。
また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。

(2) 人員に係る指標

平成26年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成26年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額							
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け っ せ ん 勘 定	計
収入								
運営費交付金	2,822,886	538,489	108,753					3,470,128
国庫補助金	1,300,000	25,029,990						26,329,990
社会福祉振興助成費補助金	1,300,000							1,300,000
給付費補助金		25,029,990						25,029,990
利子補給金	5,622,312							5,622,312
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	48,854,542							48,854,542
経営指導事業収入	38,436							38,436
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,751							2,751
退職手当共済事業収入		75,106,997						75,106,997
掛金		50,056,266						50,056,266
都道府県補助金		25,021,698						25,021,698
退職手当給付費支払資金戻入		8,292						8,292
給付費支払資金運用等収入		20,741						20,741
心身障害者扶養保険事業収入			32,615,144					32,615,144
保険料収入			7,695,181					7,695,181
保険金			11,651,000					11,651,000
特別給付金			83,850					83,850
弔慰金			70					70
信託運用収入			204,015					204,015
扶養保険資金戻入			12,981,028					12,981,028
年金担保貸付事業収入				2,424,323				2,424,323
年金担保貸付金利息								
労災年金担保貸付事業収入					30,343			30,343
労災年金担保貸付金利息								
承継債権管理回収業務収入						38,966,446		38,966,446
承継債権貸付金利息						38,965,174		38,965,174
手数料収入						1,272		1,272
利息収入	9,178			2,614	1,544	170,648		183,984
雑収入	7,416	780	282	1,049	19	2,171		11,717
計	58,657,521	100,676,256	32,724,179	2,427,986	31,906	39,139,265		233,657,113
支出								
福祉医療貸付事業費	54,277,242							54,277,242
支払利息	54,130,090							54,130,090
業務委託費	72,293							72,293
債券発行諸費	74,859							74,859
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	148,292							148,292
社会福祉振興助成金	1,300,000							1,300,000
退職手当共済事業費		100,136,987						100,136,987
退職手当給付金		95,325,187						95,325,187
退職手当給付費支払資金繰入		4,811,800						4,811,800
心身障害者扶養保険事業費			32,615,144					32,615,144
支払保険料			7,695,181					7,695,181
年金給付保険金			12,981,028					12,981,028
弔慰金給付保険金			83,850					83,850
特別弔慰金給付金			70					70
扶養保険資金繰入			11,855,015					11,855,015
年金担保貸付事業費				2,181,485				2,181,485
支払利息				393,004				393,004
業務委託費				1,694,092				1,694,092
債券発行諸費				94,389				94,389
労災年金担保貸付事業費					25,387			25,387
業務委託費					1,660			1,660
業務経費	856,176	306,001	19,581	72,113		2,189,343		3,444,874
福祉医療貸付業務経費	483,074							483,074
経営指導業務経費	101,640							101,640
福祉保健医療情報サービス業務経費	210,000							210,000
社会福祉振興助成業務経費	61,462							61,462
退職手当共済業務経費		306,001						306,001
心身障害者扶養保険業務経費			19,581					19,581
年金担保貸付業務経費				72,113				72,113
労災年金担保貸付業務経費					1,660			1,660
承継債権管理回収業務経費						2,189,343		2,189,343
一般管理費	241,905	25,416	10,905	22,523	1,366	64,641		366,756
人件費	1,872,195	207,852	78,549	165,875	3,385	267,091		2,594,947
計	58,695,810	100,676,256	32,724,179	2,441,996	31,798	2,521,075		197,091,114

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成26年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
費用の部	61,492,475	100,696,524	20,891,983	2,461,094	35,938	2,555,998			188,134,014
経常費用	61,492,475	95,884,845	20,891,983	2,461,094	35,938	2,555,998			183,322,336
福祉医療貸付業務費	57,300,972								57,300,972
借入金利息	51,397,758								51,397,758
債券利息	4,481,261								4,481,261
債券発行諸費	74,859								74,859
業務委託費	71,028								71,028
福祉医療貸付業務経費	478,426								478,426
貸倒引当金繰入	797,640								797,640
経営指導業務費		100,439							100,439
経営指導業務経費									
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	209,589								209,589
社会福祉振興助成業務費	1,360,100								1,360,100
社会福祉振興助成費	1,300,000								1,300,000
社会福祉振興助成業務経費	60,100								60,100
退職手当共済業務費		95,630,027							95,630,027
退職手当給付金		95,325,187							95,325,187
退職手当共済業務経費		304,840							304,840
心身障害者扶養保険業務費			20,779,406						20,779,406
支払保険料			7,695,181						7,695,181
給付金			13,064,948						13,064,948
心身障害者扶養保険業務経費			19,277						19,277
年金担保貸付業務費				2,252,935					2,252,935
借入金利息				71,863					71,863
債券利息				302,593					302,593
債券発行諸費				94,389					94,389
業務委託費				1,695,809					1,695,809
年金担保貸付業務経費				71,301					71,301
貸倒引当金繰入				16,980					16,980
労災年金担保貸付業務費					30,833				30,833
業務委託費					24,989				24,989
労災年金担保貸付業務経費					1,644				1,644
貸倒引当金繰入					4,200				4,200
承継債権管理回収業務費						2,187,984			2,187,984
承継債権管理回収業務経費						64,014			64,014
一般管理費	238,388	24,880	10,764	22,147	1,358				361,555
減価償却費	169,457	22,774	1,308	20,706	373				252,565
人件費	1,865,925	207,163	78,291	165,305	3,373				2,586,109
雑損	247,601		22,213						269,814
臨時損失		4,811,678							4,811,678
退職手当給付費支払資金繰入		4,811,678							4,811,678
収益の部	58,701,649	100,696,524	21,632,134	2,461,094	35,938	39,467,392			222,994,733
運営費交付金収益	2,822,886	538,489	108,753						3,470,128
福祉医療貸付事業収入	48,746,702								48,746,702
経営指導事業収入	38,436								38,436
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,751								2,751
退職手当共済事業収入		50,076,885							50,076,885
損金		50,056,266							50,056,266
給付費支払資金運用等収入		20,619							20,619
心身障害者扶養保険事業収入			21,301,256						21,301,256
受取保険料			7,695,181						7,695,181
保険金			11,734,920						11,734,920
金銭の信託運用益			1,871,155						1,871,155
年金担保貸付事業収入				2,434,358					2,434,358
労災年金担保貸付事業収入					30,343				30,343
承継債権管理回収業務収入						38,810,769			38,810,769
年金住宅資金等貸付金利息						38,809,497			38,809,497
手数料収入						1,272			1,272
補助金等収益	6,922,312	50,051,688							56,974,000
国庫補助金収益		25,029,990							25,029,990
都道府県補助金収益		25,021,698							25,021,698
社会福祉振興助成費補助金収益	1,300,000								1,300,000
利子補給金収益	5,622,312								5,622,312
資産見返運営費交付金戻入	158,238	21,078	864	42	7	1,312			181,544
財務収益									
受取利息	9,178			2,614	1,544	111,576			124,912
雑益	1,146	91	24	479	7	1,132			2,879
臨時利益		8,292	221,236			542,601			772,130
貸倒引当金戻入益						542,601			542,601
退職手当給付費支払資金戻入益		8,292							8,292
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			221,236						221,236
前中期目標期間繰越積立金取崩額				23,601	4,037				27,638
総利益又は総損失(△)	△ 2,790,825	0	740,150	0	0	36,911,394			34,860,719

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成26年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 産 勘 定	
資金支出	1,318,529,661	96,917,713	32,793,248	568,082,397	61,107,380	343,655,978			2,421,086,379
業務活動による支出	491,643,411	95,864,456	20,891,377	125,588,904	2,732,755	197,779,494			934,500,398
福祉医療貸付事業費	54,425,534								54,425,534
福祉医療貸付金による支出	432,700,000								432,700,000
社会福祉振興助成金による支出	1,300,000								1,300,000
退職手当共済事業費		95,325,187							95,325,187
心身障害者扶養保険事業費			20,760,129						20,760,129
年金担保貸付事業費				2,181,485					2,181,485
年金担保貸付金による支出				123,100,000					123,100,000
労災年金担保貸付事業費					25,387				25,387
労災年金担保貸付金による支出					2,700,000				2,700,000
人件費支出	1,872,195	207,852	78,549	165,875	3,385	267,091			2,594,947
経営指導業務費	101,640								101,640
その他の業務支出	1,244,042	331,417	52,699	141,544	3,983	2,366,565			4,140,251
国庫納付金の支払額						195,145,838			195,145,838
投資活動による支出	562,000,000		11,855,015	94,500,000	58,200,000	145,500,000			872,055,015
金銭の信託の増加による支出			11,855,015						11,855,015
有価証券の取得による支出	562,000,000			94,500,000	58,200,000	145,500,000			860,200,000
財務活動による支出	263,567,142			347,700,000					611,267,142
長期借入金の返済による支出	263,567,142			23,100,000					286,667,142
短期借入金の返済による支出				257,600,000					257,600,000
債券の償還による支出				67,000,000					67,000,000
翌年度への繰越金	1,319,107	1,053,257	46,856	293,493	174,625	376,484			3,263,823
資金収入	1,318,529,661	101,717,713	32,793,248	568,082,397	61,107,380	343,655,978			2,425,886,379
業務活動による収入	333,673,405	100,667,964	19,743,151	124,801,609	2,823,941	144,505,333			726,215,403
福祉医療貸付事業収入	48,854,542								48,854,542
福祉医療貸付回収金による収入	275,015,884								275,015,884
経営指導事業収入	38,436								38,436
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,751								2,751
退職手当共済事業収入		50,077,007							50,077,007
心身障害者扶養保険事業収入			19,634,116						19,634,116
年金担保貸付事業収入				2,424,323					2,424,323
年金担保貸付回収金による収入				122,373,623					122,373,623
労災年金担保貸付事業収入					30,343				30,343
労災年金担保貸付回収金による収入					2,792,035				2,792,035
承継債権管理回収業務収入						38,966,446			38,966,446
承継融資業務収入						105,366,068			105,366,068
運営費交付金収入	2,822,886	538,489	108,753						3,470,128
補助金等収入	6,922,312	50,051,688							56,974,000
その他の業務収入	16,594	780	282	3,663	1,563	172,819			195,701
投資活動による収入	562,000,000		12,981,028	94,500,000	58,100,000	198,800,000			926,381,028
金銭の信託の減少による収入			12,981,028						12,981,028
有価証券の償還による収入	562,000,000			94,500,000	58,100,000	198,800,000			913,400,000
財務活動による収入	418,600,000			348,500,000					767,100,000
長期借入れによる収入	398,600,000			45,900,000					444,500,000
短期借入れによる収入				257,600,000					257,600,000
債券の発行による収入	20,000,000			45,000,000					65,000,000
前年度よりの繰越金	4,256,256	1,049,749	69,069	280,788	183,439	350,645			6,189,948

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 平成26年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		24年度予算額	25年度予算額	26年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約額	1,899	2,546	2,880	334	13.1
	資金交付額	2,118	2,515	2,752	237	9.4
医療貸付	貸付契約額	2,074	2,140	1,536	△ 604	△ 28.2
	資金交付額	1,794	2,058	1,575	△ 483	△ 23.5
合 計	貸付契約額	3,973	4,686	4,416	△ 270	△ 5.8
	資金交付額	3,912	4,573	4,327	△ 246	△ 5.4
	財政融資資金借入金	3,588	4,205	3,986	△ 219	△ 5.2
	自己資金	324	368	341	△ 27	△ 7.3
	(うち福祉医療機構債券)	(330)	(200)	(200)	(-)	(-)

【年金担保貸付勘定】

区 分		24年度予算額	25年度予算額	26年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
年金担保貸付	貸付契約額	1,575	1,296	1,231	△ 65	△ 5.0
	資金交付額	1,575	1,296	1,231	△ 65	△ 5.0
	民間借入金	183	165	459	294	178.2
	自己資金	1,392	1,131	772	△ 359	△ 31.7
	(うち福祉医療機構債券)	(400)	(380)	(450)	(70)	(18.4)

(参考)

区 分		24年度予算額	25年度予算額	26年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
福祉医療機構債券(合計)		730	580	650	70	12.1

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分	24年度予算額			25年度予算額			26年度予算額		
	当初予算額	第一次補正	計	当初予算額	第一次補正	計	予算額	対前年度(当初予算額)	
								増△減額	伸び率
一 般 勘 定	10,852,350	4,481,578	15,333,928	10,349,016	460,841	10,809,857	9,745,198	△ 603,818	△ 5.8
運 営 費 交 付 金	2,928,584	△ 128,999	2,799,585	2,716,678	-	2,716,678	2,822,886	106,208	3.9
社会福祉振興助成費補助金	2,390,238	-	2,390,238	1,685,914	-	1,685,914	1,300,000	△ 385,914	△ 22.9
利 子 補 給 金	5,533,528	-	5,533,528	5,946,424	-	5,946,424	5,622,312	△ 324,112	△ 5.5
政 府 出 資 金	-	4,610,577	4,610,577	-	460,841	460,841	-	-	-
共 済 勘 定	21,864,949	3,701,459	25,566,408	25,501,296	-	25,501,296	25,568,479	67,183	0.3
運 営 費 交 付 金	552,612	△ 16,725	535,887	534,427	-	534,427	538,489	4,062	0.8
給 付 費 補 助 金	21,312,337	3,718,184	25,030,521	24,966,869	-	24,966,869	25,029,990	63,121	0.3
保 険 勘 定	107,997	△ 5,816	102,181	101,859	-	101,859	108,753	6,894	6.8
運 営 費 交 付 金	107,997	△ 5,816	102,181	101,859	-	101,859	108,753	6,894	6.8
合 計	32,825,296	8,177,221	41,002,517	35,952,171	460,841	36,413,012	35,422,430	△ 529,741	△ 1.5
(内、運営費交付金)	3,589,193	△ 151,540	3,437,653	3,352,964	-	3,352,964	3,470,128	117,164	3.5

(5) その他の補完情報について

機構の非常勤監事である丸田康男氏は、平成 25 年 12 月 31 日をもって任期満了となりましたが、翌平成 26 年 1 月 1 日付で再任されました。なお、同氏の略歴については以下のとおりです。

役 職 名	氏 名	任 期	前 職
監事 (非常勤)	まる た やす お 丸 田 康 男	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	ブルデンシヤル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社 内部監査部長

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階)

なお、機構ホームページにも掲載されております。

○機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/>